

読売の“たび”保険で大きな安心、快適旅行!

2020年4月版
アウトドアプラン

救護者費用の
疾病補償特約付き

●こんなとき、お役に立ちます



※「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。なお、傷害には有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

※「たび」保険とは、国内旅行傷害保険のペットネームです。

お申込み・お問い合わせは

読売の“たび”保険は、読売旅行の最寄りの営業所にお申し込みください。保険料は、同封の振込用紙にてお振込みください。



〒104-8420 東京都中央区築地2-5-3
ホームページアドレス:
<http://www.yomiuri-ryokou.co.jp/>

当代理店の選定方針についてはHPをご覧ください。

国内旅行傷害保険ご加入のおすすめ

「国内旅行傷害保険」は、国内旅行行程中(日本国内を旅行するために、住居を出発してから住居に帰着するまでの間をいいます。以下同様とします。)に発生したケガの治療や死亡等を補償する保険です。読売旅行では、より安心・快適なご旅行にしていいただくために、ご旅行中の万一の事態に備え、万全の安心が得られる国内旅行傷害保険へのご加入をお勧めしております。手続きは簡単、ご旅行代金にお一人様あたり以下のとおり、保険料を加えてお振込みいただき、「旅行参加申込書・国内旅行傷害保険加入確認書」の所定の欄にチェックいただくだけで完了いたします。

●保険料および保険金額表

「タイプ」はお客様の旅行日数に基づき、ご案内しております。お申込みの内容がお客様のご意向に沿ったものかどうかご加入内容をよくご確認ください。

保 険 料	1,000円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円
保 険 期 間	日帰り	1泊2日	3泊4日まで	6泊7日まで	13泊14日まで
タ イ プ	Y21	Y22	Y23	Y24	Y25
死亡・後遺障害	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
入院保険金日額	5,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
通院保険金日額	3,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
賠償責任 ^(注1)	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
携 行 品 ^(注2)	10万円	40万円	40万円	45万円	30万円
救 護 者 費 用 ^(注3)	397万円	532万円	651万円	638万円	539万円

(注1) 賠償責任の自己負担額なし (注2) 携行品の自己負担額 3,000円
(注3) 救護者費用 疾病補償特約付き

国内旅行傷害保険の概要

補償項目	お支払いの対象となる場合
死亡保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日から180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
後遺障害保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日から180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
入院保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、入院された場合、事故発生日から180日以内の入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	国内旅行行程中の事故によるケガの治療のために事故発生日から180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合、次の額をお支払いします。ただし、1事故に起因する傷害について1回の手術に限りです。 ①入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術 入院保険金日額×5
通院保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、通院された場合、事故発生日から180日以内の通院日数1日につき90日を限度として通院保険金日額をお支払いします。
賠償責任(特約)	国内旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできる場合があります。
携行品(特約)	国内旅行行程中の偶然な事故により携行品に損害が生じた場合、携行品保険金額を限度として、時価額または修繕可能な場合は修繕費(ただし、時価額を上限とします。)をお支払いします。なお、1回の事故につき3,000円は自己負担となります。(携行品1個、1組、1対については10万円限度、現金・宿泊券・乗車船券等は合計で5万円限度です。)
救護者費用(特約)	国内旅行行程中に以下の事由が生じた場合に、救護者費用保険金額を限度として捜索救助費用(ピッケルなどの登山用具を使う山岳登山中の遭難を除きます。)、現地への交通費、宿泊料、移送費用、諸雑費(3万円まで)等をお支払いします。 ①搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②事故により緊急な捜索・救助活動が必要なお客が警察などにより確認された場合 ③事故によるケガのため事故発生日から180日以内に死亡または継続して14日以上入院された場合 ④旅行行程中に発病した疾病を直接の原因として旅行行程中もしくは旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡または継続して14日以上入院された場合

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為(ケンカ)、無資格運転、酒気帯び運転などによるケガ
 - ②地震、噴火、津波によるケガ
 - ③戦争、内乱、暴動などによるケガ^(注)
 - ④脳疾患、疾病、心神喪失などによるケガ
 - ⑤ピッケルなどの登山用具を使う山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビングなどの危険な運動によるケガ
 - ⑥頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
 - ⑦借用物の損害に対する賠償責任
 - ⑧携行品の置き忘れ、紛失、外観のみの損傷
 - ⑨救護者費用の場合、保険金受取人の故意または重大な過失による事故やピッケルなどの登山用具を使う山岳登山などの危険な運動中の事故
- (注)「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されているため、テロ行為によるケガ・損害賠償責任などは除きます。

●このリーフレットは「国内旅行傷害保険」の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりませんが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他不明な点がありましたら読売旅行(取扱代理店)または弊社にご照会ください。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店にご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。

引受幹事保険会社

楽天損害保険株式会社

国内旅行傷害保険をご加入の皆様へ

重要事項のご説明

保険契約についての重要な事項が記載されておりますので、内容を十分ご確認ください。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「ご契約のしおり」に記載しておりますので、ご希望の方はお申し出ください。また、ご不明な点につきましては、読売旅行(取扱代理店)または弊社までお問い合わせください。ご意向に合致していることを確認したうえで、お申し込みください。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要をお伝えください。

I. 国内旅行傷害保険 契約概要のご説明

保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項を記載したものです。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

国内旅行傷害保険は、日本国内において旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)がおケガをされたときに保険金をお支払いいたします。また、ご加入のタイプにより賠償責任・携行品・救護者費用等の損害を特約で補償いたします。

(2) 補償内容

① 保険金をお支払いする主な場合

上記の「国内旅行傷害保険の概要」に記載の「お支払いの対象となる場合」をご覧ください。

② 保険金をお支払いできない主な場合(主な免責事由)

上記に記載の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

(3) 主な特約の概要

セットしている特約については、上記の「国内旅行傷害保険の概要」に記載の「お支払いの対象となる場合」をご参照ください。

(4) 自動セットされる特約について

「戦争危険等免責に関する一部修正特約」(テロ行為全般を補償の対象とする特約)、「携行品損害補償特約」、「救護者費用等補償特約」、「疾病補償特約(救護者費用等補償特約用)」が、この保険契約に自動セットされます。

(5) 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間は旅行の期間にあわせて設定します。

(6) 引受条件(ご契約金額等)

この保険での引受条件は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。詳細は上記に記載の「保険料および保険金額表」でご確認ください。

2. 保険料および保険料の払込方法

保険料は保険金額、保険期間などによって決まります。実際にご加入いただくにあたっての保険料は、表面に記載の「保険料および保険金額表」でご確認ください。
保険料は、ご加入時に全額を現金でお払込みください。

II. 国内旅行傷害保険 注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。
ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

1. ご加入時における注意事項（告知義務等）

(1) 告知義務について

ご加入時に保険会社に危険に関する重要な事項（告知事項）を正確に申し出ていると、告知義務（告知義務）があります。特に被保険者の生年月日または満年齢、他の保険契約等について、ご加入時にお申し出いただいた内容が事実と異なっている場合や、事実をお申し出いただけない場合は、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2) 死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご契約をされた場合、保険契約は無効となります。

2. 保険期間および補償の開始・終了時期

- 保険責任は、保険期間の初日の午前0時以降、旅行の目的をもって住居を出発した時に始まり、末日の午後12時（ただし住居に帰着した時）に終わります。
- 保険料は、ご加入およびご契約の変更と同時に払込みください。保険期間が始まった後であっても、読売旅行（取扱代理店）が保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

3. 保険金をお支払いできない主な場合（主な免責事由）

表面に記載の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

4. 被保険者からの解除

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係る特約を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。本内容につきましては、被保険者となるご家族等の皆様にご説明ください。

個人情報の取扱い

本保険契約に関する個人情報は、読売旅行（取扱代理店）が保険契約手続き等のために利用するほか、楽天損保（引受保険会社）が引受の審査、本契約の履行、楽天損保（引受保険会社）および提携先企業が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは楽天損害保険株式会社のホームページ（<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申し込みください。

ご加入者以外に被保険者（保険の補償を受けられる方）がいいらっしゃる場合には、その方にもこの書面に記載した内容をお伝えください。

III. その他ご留意いただきたいこと

1. 重大事由による解除

この保険では、保険金の請求について詐欺を行った場合などには、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。詳細につきましては読売旅行（取扱代理店）または弊社までお問い合わせください。

2. 事故が起こったときの手続き

(1) 事故の通知

- この保険で補償される事故が生じた場合には、すみやかに読売旅行（取扱代理店）または弊社に事故の内容およびご加入内容等をご連絡ください。事故発生日から30日以内にご連絡がないと、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので特にご注意ください。
- 携行品損害の補償を受ける方は、携行品の盗難の場合には警察署に届け出てください。また、これに加えて小切手の盗難のときは振出人および支払金融機関に、乗車券類の盗難のときは当該運輸機関（宿泊券の盗難のときはその宿泊施設）または発行者にも各々届出が必要で、これらの届出がない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(2) 弊社にご相談いただきたいこと

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に弊社へご相談ください。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金を支払われたりした場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

(3) 保険金の請求時に必要となる書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類などをご提出いただく場合があります。

- 事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類
 - 被保険者（保険の対象となる方）または保険の対象であることを確認するための書類
 - 傷害または疾病の程度を証明する書類
 - 被害が生じた物の価額や修理等に要する費用を確認できる書類
 - 弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - 公の機関や関係先への調査のために必要な書類
- なお、保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

3. 解約返れい金および満期返れい金・契約者配当金の有無

- ご加入を解約される場合は、読売旅行（取扱代理店）までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳しくは読売旅行（取扱代理店）または弊社までお問い合わせください。
- この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
※ご旅行にご参加できない場合は、お払込み済保険料を全額返金いたします。

5. 解約と解約返れい金

ご加入を解約（解除）される場合には、読売旅行（取扱代理店）にご通知ください。解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。

6. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、解約返れい金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金、解約返れい金の80%（ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%）までが補償されます。

7. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について

この保険はご加入のお申し込み後に、ご契約の撤回または解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

8. 補償の重複に関するご注意

この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約がある場合は、補償が重複する場合があります。補償が重複すると、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご加入ください。

ご加入内容の確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、お客様が今回ご加入される保険商品がお客様のご意向に沿った内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく加入確認書にご記入いただいていることを確認させていただくものです。

ご不明な点は、読売旅行（取扱代理店）または楽天損保までお問い合わせください。
ご案内の商品は、国内旅行中に生じた事故によるケガの治療や死亡等を補償する保険です。ご案内の商品内容がお客様のご意向に沿う場合は、ご案内をもとにご検討ください。

(2) 加入確認書に正しい内容が記載されていることをご確認ください。特に以下の項目につきましては、重要な事項となります。記載内容に誤りがある場合は募集人にお申し出ください。

- ① 被保険者（氏名・満年齢・生年月日等）
 - ② 他の保険契約等
- (3) 次の項目がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。ご意向に沿わない場合は募集人にお問い合わせください。

- ① 契約タイプ
 - ② 補償内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない場合）
 - ③ セットされる特約およびその内容
 - ④ 保険金額
 - ⑤ 保険期間（旅行期間に合わせた期間）
 - ⑥ 保険料
 - ⑦ 保険料の払込方法
- (4) 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認ください。
(5) ご加入いただく内容が、お客様のご意向に沿った商品内容になっていることを再度ご確認ください。
(6) 上記(1)から(5)の各項目についてご確認ください。お客様のご意向に沿った内容であることをご確認ください。

(4) 代理請求人制度

この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がいないときに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただけますようお願いいたします。

国内旅行傷害保険に関するお問い合わせは

読売旅行
東日本販売センター 050-3172-4343
西日本販売センター 050-3133-4343

○受付時間：平日・土曜・日曜9時30～17時30分
（年末年始・祝日は除きます。）
○携帯電話からもご利用いただけます。

事故の受付は「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

○受付時間：24時間・365日
○携帯電話からもご利用いただけます。

楽天損保との間で問題を解決できない場合には

（指定紛争解決機関）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

楽天損保は、保険法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。楽天損保との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

0570-022808 (有料)

ナビダイヤル
【全国共通】 ○受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土・日・祝日および12/30～1/4は除きます。）
※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

・携帯電話からも利用できます。電話/レシーブ、IP電話からは03-4332-5241におかけください。おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)